

その他

名勝・天然記念物

名勝及び天然記念物は、「文化財保護法」に基づき指定されるものであり、わが国の多様な国土美の価値を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を文化財として保存しています。

名勝には、日本庭園のような人為的に構成された人文的な景観の他に、自然の働きに由来し歴史や文化に支えられた風致景観を対象とする自然的名勝があります。また、天然記念物にも国土の成り立ちや自然を特徴づける動植物の他に、長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然を対象とするものが多く指定されています。

名勝や天然記念物の指定は、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」に基づいて行われます。その際、自然的名勝では古来著名な風致景観に加えて土地の風土や時代、島国であり山国でもある国土の特色、伝統的な土地利用のあり方、信仰や行楽の対象地等に、天然記念物ではわが国の多様な自然と人が歴史を通じて様々に係わるなかで形成された自然物にもそれぞれ重点がおかれています。その結果、文化財としての自然的名勝や天然記念物は、特徴的な地域の景観とそれを構成する動植物や、土地の履歴や風土に規定された動植物の種及びその群集、生態系等を保護することに繋がっています。

また、平成 16 年 5 月に「文化財保護法」が改正され、棚田や里山等人と自然との関わり合いの中で作り出された「文化的景観」が新たに文化財として位置付けられました。

これらについては、地域での生物多様性保全の拠点、生態的ネットワークの要素として、より一層の保全・管理を図るとともに、他の諸制度とも連携しながら、生物多様性の保全を図る必要があります。

愛媛県では、名勝 22 件（国指定 10、県指定 12）、天然記念物 91 件（国指定 13、県指定 78）が指定されています。

民有地における緑化の推進

都市における緑地の減少は、都市の防災機能の低下や生活にゆとりと潤いを与える良好な自然的環境の喪失をもたらすだけでなく、ヒートアイランド現象や大気汚染、多様な生物の生息域が減少する要因となっています。

こうした問題の解決を図るためには、都市公園の整備等公的空間の緑化の推進は当然ですが、一方で、緑地が少ないオフィス街等民有地の緑化を推進する必要があり、民間による緑化の自発的な取り組みを支援していく必要があります。

このため、平成 13 年 5 月に「都市緑地保全法」が改正され、都市の緑化を推進するため市町村が定めた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（緑の基本計画）において「緑化の推進を重点的に図るべき地区」（緑化重点地区）として定められた地区内の建築物について、敷地内の空地や屋上・壁面等の緑化施設整備計画を市町村長が認定し、支援する制度が創設されています。

また、平成 16 年 6 月には、良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するよう「都市緑地保全法」等の一部が改正され（「都市緑地法」に名称変更）、これまでの緑地保全地区制度（「特別緑地保全地区」に名称変更）に加え、届出により土地利用との調整を図ることで自然環境の保全を図る緑地保全地域制度が導入されています。

地域住民との協働と参画

(1) 愛リバー制度

愛リバー制度は、河川敷の一定区間（原則として 200m～500m）について、住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等の自発的な河川ボランティアを募集し、これらの団体に河川の「愛リバー・サポーター」となっていただくもので、行政と住民のパートナーシップの下、美しい河川環境を創り出していこうとする新しい取り組みです。

サポーターと認定された団体は、河川敷の除草や清掃美化活動を 2 年間継続して定期的（年間 2 回以上）に行い、一方行政（県及び市町等）は、団体の名称を記載した表示板の設置、収集したゴミの回収・処分やボランティア保険の負担等の支援を行っています。

平成 12 年度の制度創設以来、19 年度末現在で県下 18 市町の 67 河川で 136 団体を認定し、各団体において美化清掃活動等が実施されており、各団体の構成員総数は 11,701 人、認定区間延長は約 87km にも及んでいます。

(2) 愛ロード制度

愛ロード制度は、地域住民共有のかけがえのない財産である道路（県管理道路）の一定区間（おおむね 300m 以上）について、年 2 回以上ボランティアで清掃美化活動を行っていただける住民団体等を募集し、これらの団体を「愛ロード・サポーター」として認定し、行政（県）は、ボランティア保険の加入、ゴミ袋や軍手の提供、サポーター名を記した表示板の設置を行っています。

住民と行政が協力して、地域にふさわしい快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、その担い手である道路愛護団体の育成と社会の道路愛護意識の向上に取り組んでいます。

平成 13 年度の制度創設以来、平成 19 年度末現在、県下 20 市町で 112 の団体が活動を行っており、活動延長は約 220km にも及んでいます。

なお、ごみの受入・処分は市町が支援を行っています。

(3) 愛ビーチ制度

愛ビーチ制度は、地域住民の憩いの場であり、海とのふれあいの場である海岸について、行政（県）が、清掃活動を行っていただけるボランティア団体を「愛ビーチ・サポーター」として認定し、地元市町と協力してその活動を支援するものです。これらの団体と行政が連携し、海岸管理を進めていくため、お互いに協力して海岸の清掃活動に取り組むことにより、海岸愛護の意識を高めながら快適で美しい海岸環境を創出しています。

サポーターと認定された住民、海岸愛護団体、NPO、企業等のボランティア団体は、海岸の一定区域（県が管理する海岸が対象）について海岸清掃活動を年 2 回以上行う一方、市町はごみの運搬・処分を行い、県はボランティア保険の加入、軍手・ゴミ袋の提供及びサポーター名を記した表示板の設置等の支援を行っています。

平成 14 年度から制度を導入し、平成 20 年 6 月末現在で、地元自治会、海岸愛護団体及び企業などの 21 団体 1,072 名がサポーターとして海岸清掃活動に参加しています。